

令和4年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(岩舟地域)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	鶴巻	<p>【ガードレール設置】</p> <p>本年度、岩舟中学校東側道路にガードレールを設置してもらったが、水路の途中で終わってしまっている。この水路は、過去に老人が散歩中に水路に転落して死亡事故が起きています。早急にガードレールを追加してもらいたい。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和4年度におきましても、引き続きガードレールを設置してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和4年8月にガードレールを設置いたしました。</p>
2	静和駅前	<p>【ゴミ不法投棄の件】</p> <p>駅前一自治会、竹寿し東側、静和2115番地東側に有るゴミ収集ステーション小屋外、周囲付近に不法投棄が多く現在地域住民(近所の方)がかたづけしています。</p> <p>ゴミ捨て禁止の看板は立っていますが、不法投棄監視中とかの看板を立てて貰う等のなにか良い対策はできないでしょうか。</p> <p>※防犯カメラも検討しましたが、他のゴミステーションもあり、このみ設置というわけにはいかない。また、設置してもずっと監視するわけにもいかず、良い方法がないかお聞きしたい。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL31-2447】</p> <p>現在、市で作成している看板としましては、現在設置いただいているものとは別の文言が書かれた『ごみ捨て禁止』の看板と、『不法投棄禁止 監視カメラ作動中』と書かれた看板があります。</p> <p>後者の看板はご要望に近いものかと思いますが、こちらの看板につきましては、不法投棄監視カメラとセットで貸出することができます。</p> <p>対策についてですが、当該ゴミステーション付近の電柱に街灯が設置されておりますが、薄暗く、夜間に人の目が届き難くなるのが不法投棄が多い原因の一つではないかと思われます。そのため、ゴミステーション付近にLEDのセンサーライトを設置するなど、夜間でも暗くならないような対策を施すことが良いのではないかと思います。</p> <p>なお、市の不法投棄監視員においても、当該ゴミステーションは重点的にパトロールしている場所の一つであり、不法投棄を確認した際には速やかに回収を行っております。</p> <p>今後も継続して不法投棄パトロールを行いつつ、投棄者の名前や住所等、証拠となるようなものが発見された場合には、警察に連絡を行い、協力して対応をしたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p>
3	赤塚	<p>【市道旧静和保育所跡地西側道路拡張工事再計画について】</p> <p>平成25年度から要望を出し、平成29年に一部の道路の拡幅をしていただいたものの、約60%は狭い状況から脱却できておりません。仮に火災でも発生した場合、消火活動はできないと思われます。通学路にも使用され、自治会の話し合いで、最危険箇所として再度要望事項に選出されました。旧静和保育所跡地が空いており、ほんの少し旧保育所側に広げてもらえたら、危険箇所から脱却できると思いますが、ご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>ご要望の路線につきましては、平成25年度に地元説明会などを実施しましたが、関係者との合意形成が図られないことから事業化に至っておりません。</p> <p>そのようななか、平成29年度に、自治会からの要望を受けました、通学路としての危険箇所を解消するため「特に幅員が狭く見通しの悪い箇所」を緊急的に拡幅を行いました。</p> <p>今回ご要望の、旧静和保育所跡地区間の拡幅についてであります。市といたしましては、関係者全員の合意をいただいたうえで、計画的に事業化を考えておりますことから、合意に向け地元自治会の皆様方にもご協力をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p>
4	水掛	<p>【水掛自治会エリアに「ふれあいバス」の路線を通してほしい】</p> <p>当自治会は、最寄り駅である静和駅から2km以上も離れており、買い物その他日常生活の足として、自家用車を使用せざるを得ない。コミュニティバスが市内を循環しているのを目にするが、当自治会や近隣の芝宮自治会はその恩恵をうけていない。既存の岩舟線(時刻表12)の28(林中原)~29(静戸)間のルートを変更し、芝宮自治会及び当自治会を通るようにして頂きたい要望致します。(変更内容は添付図参照)既存の停留所(28, 29)は若干の場所変更を要するが、大きな経費増無しでの変更が可能と思える。ご検討・実施方宜しく願います。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2153】</p> <p>本市では「栃木市地域公共交通網形成計画」に基づき、国土交通大臣の許可を受けた運行事業者により、ふれあいバス及び蔵タクの運行を行っております。</p> <p>ふれあいバスは、幹線道路を中心としての運行を行っております。また、蔵タクは、鉄道駅やバス停留所から遠く、公共交通を利用することが困難な地域の高齢者等を対象としての運行を行っております。</p> <p>岩舟線は、1便の運行距離がふれあいバスの中でも特に長い路線であり、他の路線に比べ遅延の発生が多くなっています。ご要望にあります水掛地区へ路線を延伸することで、さらに運行距離が長くなり、遅延が発生する可能性が高まり、定時性を求める利用者への影響が懸念されることから、次回予定の大規模見直しの際に、今回のご要望の箇所を含め、市民の皆様にとって利便性の高い路線になるよう見直してまいります。</p> <p>なお、水掛地区につきましては、高齢者等の多い自治会ということで、ドア・ツー・ドア方式で運行する蔵タクのご利用をご検討ください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2153】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
5	山の腰西	<p>【自治会内の防災無線に関する要望について】</p> <p>岩舟地区内にある防災無線については、自治会内の場所によっては何を言っているのかよくわからない状態にあるとの苦情があります。いざという時、防災無線が機能しないのはまずいと考えます。岩船山の絶壁に防災無線の電波が反射してしまうなどが主な理由なのだと思いますので、自治会内のどこでもはっきりと聞き取れるよう改善を要望します。</p>	<p>【危機管理課: TEL21-2551】</p> <p>現地確認を行った結果、岩船山への反響等により近隣スピーカーからの音との伝達時間のずれが生じ、音声重複して聞き取りにくい部分がある状況になっていると考えられます。設置業者とも相談しましたが、この現象の改善は難しいと考えております。</p> <p>なお、この他にも、音が届く範囲が限られていること、強風や雨などの気象条件の影響や構造物による音の反響、気密性の高い屋内など、環境によっては聞こえない又は聞き取りにくいことがあります。</p> <p>そのようなことから、自動音声案内(TEL:0282-24-3322)の運用の他、放送内容を市のホームページ、Facebook、Twitterにも掲載しています。</p> <p>また、台風や大雨等の非常時には、防災ラジオ(コミュニティFM)、テレビ、緊急速報メール、CC9登録制メール、市のホームページやSNSなど様々な伝達手段を活用して情報を発信しております。</p> <p>防災行政無線に限らず、ご自身の生活環境等に適する複数の手段を用いた情報収集をお願いします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課: 危機管理課: TEL 21-2551]</p>
		<p>【当日再質問】</p> <p>事前要望の回答をいただきましたが、その中に自動音声案内を活用して欲しいとあります。回線は大丈夫でしょうか。</p> <p>あともう一つ、災害が起こった時に防災無線がダメだったらどうするのか、と聞かれたときに、ここに「テレビ」という回答があります。私の所の自治会は高齢者が多く、スマホを持っていない方が圧倒的に多い。ラインも使えません。ですから、一番いいのはテレビだと思いますが、このテレビはどう活用するのでしょうか。民生委員の集まりの際に「dボタンの活用を」とありましたが、それでよいでしょうか。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>まず、一点目の電話自動案内の回線は大丈夫かというご質問につきましては、2回線ありますので、多少お待ちいただくかもしれませんが、対応できると思います。</p> <p>2点目のテレビにつきましては、ご指摘のとおりでございます。テレビのNHK番組でリモコンのdボタンを押していただきますと、文字情報で、何処の地域に避難情報が出ているか、何処の避難所が開設されたかなどの情報がテレビで確認できますので、わざわざパソコンを立ち上げたり、スマートフォンで検索しなくても、危険だと思ったら、まずテレビを見ていただくことを一番おすすめしている所です。</p>	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
6	古江第一	<p>【三杉川河川内部に繁茂している柳等の樹木伐採及び堆積土砂撤去に関する要望について】</p> <p>日頃より栃木市内の行政管理箇所の保全にご尽力いただき有難うございます。</p> <p>表記河川の直接の行政管理箇所は栃木県栃木土木事務所管轄となる場所ですが、地域を見守る地元代表者として栃木市に対しても要望致します。</p> <p>栃木市岩舟町古江及び新里間の三杉川に架かる東川橋付近から、下流側の谷田川との合流地点上流側間においては、添付写真の通り柳等の樹木が随所に繁茂しており、平常時の水流には何ら問題は有りませんが、2019年10月12日～13日に栃木県付近を通過した台風19号による増水の際には、樹木に漂流物がひっかかり水流を著しく妨げたものと推察し、漂流物は現在も残っています。</p> <p>また東川橋上流の古江公民館北東側河川内には右岸側の柳繁茂と左岸側の堆積土砂があり、これらも増水時の水流支障になると考えられます。柳は数年前に地元住民が一度伐採していますが、写真のとおりかなり成長してきています。これが原因かは判りませんが台風襲来当日には現地上流側の樋ノ口橋下流左岸側で大規模な堤防決壊が発生しており、このため右岸側の古江地区には小規模な越水が発生した程度で済みました。この際の決壊箇所については昨年度までに改良工事が完了し、同一箇所では今後堤防決壊は発生しないと思われませんが、上記の現状を放置したままでは、樋ノ口橋上流右岸側の堤防が決壊し古江第一地区の大半が洪水に見舞われる危険性を秘めています。</p> <p>上記のことから今後の地域の安全・安心を確保するため、添付要望位置図記載通り、東川橋付近から下流側の谷田川との合流地点上流側間の河川内に繁茂している柳等の伐採、並びに東川橋上流の古江公民館北東側河川内右岸側にある柳繁茂の伐採と左岸側の堆積土砂の撤去を強く要望します。堆積土砂の処分については東川橋下流右岸側に古江地区で草刈りなどの管理をしている旧児童公園跡地があり、ここに埋め立て処分が可能と思われれます。</p> <p>なおこれより下流側の三杉橋から関川橋間の樹木伐採については、古江第三自治会からの要望により2020年2月までに河川内の樹木伐採が完了し、現在は良好な河川状況となっておりますので、同様な対応をしていただきますよう宜しくお願いいたします。</p> <p>添付の要望書を栃木土木事務所に後日提出いたしますが、栃木市からも要望をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>ご要望の件につきまして、県に確認しましたところ、令和4年度におきまして、三杉川の堆積土除去等を順次実施する予定と伺っております。今後も市といたしましては、引き続き県へ強く要望してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>県に確認しましたところ、ご要望の箇所については、工事発注済みであり、令和5年3月から実施すると伺っております。</p>
7	三谷西	<p>【三谷地区にある岩舟総合運動公園の夜間の鳴り物禁止(午後5時以降の太鼓やラッパ)に関する要望について】</p> <p>三谷地区にある岩舟総合運動公園は、三方向を山に囲まれた谷あいに位置するたいへん静かな地域にあります。しかしながら運動公園内に最近出来たオープン型サッカースタジアムでのサッカーの応援の太鼓の音が、山の反響など音響効果の影響で700mぐらい離れた家の中でもテレビの音をかき消す程の騒音です。</p> <p>また隣接する新斎場の、「周辺の自然環境と融和し、やさしさとやすらぎに包まれた斎場を目指します。厳粛で落ち着いた雰囲気のもと、個人とのお別れに集中できる空間を提供します。」と言う栃木市の新斎場の基本方針からも、夜間のお通夜等、の時間帯に太鼓やラッパの爆音は到底容認できるものではありません。このような理由から、運動公園管理規定に夜間の鳴り物禁止(午後5時以降の太鼓やラッパ)の追加を要望します。</p> <p>またこれは三谷地域自治会連合会(東自治会、中自治会、西自治会)の総意です。</p>	<p>【スポーツ連携室:TEL21-2591】【公園緑地課:TEL21-2414】</p> <p>近隣住民の皆様からの応援の音に関するご意見は市としても承知しております。</p> <p>スタジアム建設時に、市とスタジアムの所有者である株式会社日本理化学工業所にて取り交わした覚書において、遵守事項として『近隣への騒音との問題が生じないよう配慮・対応すること』『新斎場の運営に支障が無いよう適切な対応を行うこと』を定めており、この覚書に基づき、これまでにクラブ側に応援時の音への対応について協議を行い、令和4年4月には防音壁の設置に至ったところです。</p> <p>また、サッカーの試合時での公園使用を許可する場合には、公園内での禁止行為等を定めて制限をかけております。その中の一つに、「ほかの公園利用者、通行者、近隣住民に迷惑をかけないように配慮すること。また、当該行為により、ほかの利用者等とトラブル、苦情があった場合には、申請者において責任を持って対処すること。」という条件があります。</p> <p>今回住民の皆様から改めて夜間の鳴り物禁止のご要望をいただきましたので、クラブ側と対応を協議してまいります。</p>	<p>【担当課:スポーツ課:TEL 25-0930】 【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>令和4年4月の防音壁設置以降の試合開催時における状況確認のため、令和4年7月30日および9月25日に、市職員がスタジアム周辺での騒音測定を実施いたしました。</p> <p>開催日により集客人数が大きく異なること、また天候等の気象条件により数値が変わることから、令和5年度においても計測を実施し、どういった対応が必要かを引き続きクラブ側と協議してまいります。</p> <p>なお、騒音測定の結果についてはクラブ側、および地元自治会の皆様との連絡協議会にて共有しております。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
8	下岡	<p>【三杉川川床改修工事】</p> <p>昨年のふれあいトークに三杉川の川床工事を要望しましたが、市は県に対して状況を把握し、引き続き県に要望していくとの回答でしたが、1年過ぎて何の計画も連絡も無い状態です。住民が安心して暮らせる三杉川の長期計画や工事等の早期の回答を要望します。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>ご要望の件につきまして、県に確認しましたところ、令和4年度におきまして、三杉川の堆積土除去等を順次実施する予定と伺っております。今後も市といたしましては、引き続き県へ強く要望してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>県に確認しましたところ、ご要望の箇所については、工事発注済みであり、令和5年3月から実施すると伺っております。</p>
9	参加者 (山ノ腰西)	<p>【公園の照明が切れている、LEDにならないか。公園の多目的トイレが汚い】</p> <p>平成7年に駒場防犯部会を設立し、月3回夜のパトロールをしているが、中久保第2公園に設置されているソーラーパネルの付いた照明の蛍光灯が切れていることに気が付いた。再三公園緑地課に申し入れているが、改善されない。LEDならそういうことにならないと思います。また、第1公園では多目的トイレが非常に汚い。こちらも再三公園緑地課に申し出ても一向に改善しないので、何とかしていただければ幸いです。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>公園の照明は、蛍光灯や水銀灯からLEDへの交換等を検討しており、順次更新を進めているところです。引き続き更新を進めてまいりますので、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>また、第1公園のトイレが汚れているとの件ですが、担当課において順次確認しておりますことと、地元の方にも協力いただきながら、順次清掃を行いたいと思います。</p> <p>併せまして、お願いではありますが、ご利用いただく方にもきれいにトイレを使っていたいで、皆さん気持ちよく使っていただけるようご協力をいただければと思います。もちろん公園の清掃等は進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>第2公園の照明については、引き続き修理方法を検討してまいります。また、第1公園多目的トイレ器具汚れについては、改善を行いました。今後も公園施設の清潔維持に努めてまいります。</p>
10	参加者 (和泉第一)	<p>【サッカースタジアムの公園使用料、固定資産税の免除及び小野寺北小跡地の無償譲渡について】</p> <p>令和4年1月27日(木)宇都宮地方裁判所は栃木市長をサッカースタジアムの件で違法と断じた。公園使用料及び固定資産税の免除は違法である。一般常識からして、当たり前です。ある新聞の論調でも、「市側の全面敗訴である。公共性、経済効果、市内の賑わいなどの具体性はなく、免除の意義はうかがえない」としてあります。また、2019年の台風時の床上被害にあったある家屋に、市は3,700円の減額をされました。少し助かったと、思いきや、翌年には満額7万円の請求。一民間企業に10年間約1億5千万円も免除しておいて、市民感情も穏やかじゃない。2月8日、高等裁判所で控訴手続きをしました。控訴理由は何ですか。使用料1時間9万円。どこが公共性ですか。無謀な控訴はやめて、市民の利益と公共性を考えてください。裁判費用だって公費です。</p> <p>それと関連して、1億5千万円の小野寺北小校舎敷地をタダでくれました。そこへ栃木シティ学園サッカー専門学校をつくる予定でした。開校予定は令和4年と聞いています。定員90名4学科と聞いていますが、その後どうなっていますか。応募状況、授業料、どこの誰が校長先生になるのか。岩舟町の公有財産は一企業に乗っ取られそうで心配です。よろしくお願いします。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>確かにご指摘のように、スタジアムについての固定資産税の減免、土地の使用料の減免は違法であり、高い公益性はない。また、市長の裁量の範囲ではない、というのが一審の判決でありました。</p> <p>市としての主張は、スタジアムでプロスポーツを観ることができたり、色々なイベントを開催したり、市民にも開放されることで公益性はあるというものであり、確かに、一般にサッカーでスタジアムを使うとなると使用料は高くなりますが、市民に向けて開放される利点等も示されており、市としては公益性がある、地域の活性化に資すると判断しました。</p> <p>新たに発生する固定資産税、使用料の10年間の減免については、違法ではないという判断をしておりますが、判決ではそれが全く認められなかったということで、直ちに期限内に控訴をして現在提訴中であります。</p> <p>次に、小野寺北小についてですが、地元の皆様にとっては、自分の小学校が、と複雑な思いがあると思いますが、旧校舎校庭が新たな学校として活用できると、いうようなご提案をいただきましたので、条件付きで無償譲渡いたしました。</p> <p>既に工事は完了しておりますが、学校が開学できないとなった場合には市に返してもらい、その際には契約に基づいて違約金をお支払いいただき、返していただくこととなっております。一年間開学が遅れるということになりましたが、しっかり開学していただき、地域に貢献していただきたいと、このように期待しているところであります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:スポーツ課:TEL 25-0930】</p>
11	参加者 (山中)	<p>【土砂災害警戒区域に指定された場所の砂防などの対策について】</p> <p>小野寺は山裾に家が点在している。2019年の台風19号の時、大雨で中妻の山が崩れて、住宅にも被害がありました。そのあと県と市、土木事務所から、土砂災害警戒地域に指定されるとチラシや封書が届く。ただ、それだけで何の対策もされていない。もし何かあったときには逃げなさいということなのか。逃げられる人はいいが、逃げられない人もいます。岩舟町が栃木市に合併する前、栃木市小野口町の民家の裏には砂防というか土砂崩れ対策の擁壁があったので、岩舟町も栃木市と合併し、そのようにしてもらえんと思っていましたが、予算の都合もあると思うが、なかなかやってもらえない。土砂災害危険区域に指定されている場所の今後の対策を教えてください。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>土砂災害警戒区域については、県が指定し、実際の対策も県が行うこととなります。</p> <p>昨今の雨の降り方はかなり激しいものになっており、今後の対応については、砂防などの対策を行いながら、土砂崩れをできるだけ抑えていきたいと考えております。</p> <p>しかしながら、現状の国ないし県の考えは、特に危険な所は避けていただきたいというものとなっております。出来る限りの土砂災害対策を順次進めてはまいります。それでも危険なところは出てくると思いますので、できる限り皆様の命を守るように、国・県と協議しまして、市としても取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
12	参加者 (学校前)	<p>【静和地区公民館を優先的に開設する避難所に指定して欲しい】</p> <p>数年前避難所が開設された際、遊楽々館が避難所になっていたと思うが、静和地区から遊楽々館までの移動が非常に大変なものですから、静和地区公民館にも、そういった場合には避難所を設置していただきたい。現実には避難が難しいことを考えると、なぜ開設できないのか、理由は何ですか。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>優先的に開設する避難所は市内 23 カ所を指定しており、洪水や土砂災害の際に優先的に開設する避難所となります。静和地区公民館につきましては、避難所としては指定されておりますが、洪水の際には優先的に開設とはなっていないということをご理解願います。職員配置等の問題から、全てのご要望になかなか添えない状況であり、岩舟地域については、遊楽々館と岩舟公民館を優先的に開設する避難所とさせて頂いているので、最寄りの岩舟公民館をご利用いただけたらと思います。</p>	<p>【担当課：危機管理課：TEL 21-2551】</p> <p>自主防災組織の皆さんによる避難場所の開設については、昨年度策定した「地元団体等における避難場所としての市有施設の使用について」により対象施設・条件や、協定締結の手順などを定めたところです。 今後は、同制度について広報紙などでお知らせしていくほか、受け手となる自主防災組織の設立について、引き続き周知啓発を図ってまいります。</p>
		<p>【再質問】</p> <p>市の職員の配置が難しいということであれば、例えば、自主防災組織等と連携して開設するとか、いろんなやり方があると思いますので、検討していただければありがたいです。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>ご提案いただきました、自主防災組織と連携して開設することについては、十分に検討をさせていただきたいと考えております。</p>	
13	参加者 (下津原中央)	<p>【カーブミラーの設置基準について】</p> <p>カーブミラー設置について、設置基準というのはあるのでしょうか。地元の自治会長から市道 6214 号線が非常に見通しが悪いということで要望があったと思いますが、詳細な基準などをはっきりしてもらいたい。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>内部基準としての設置基準はありますが、要望をいただきましたら、職員が現地を確認のうえ、道路の交通量や見通しなどの道路状況を確認し、内部基準と照らし合わせながら、必要なところは順次設置していきたいと考えております。 ご要望の箇所は、先日確認をさせていただきましたが、他にもたくさん設置要望を頂いております、出合頭にぶつかってしまう交差点や塀が迫っていて見通しが悪いところ、スピードを落としながら通ってもぶつかる危険性があるところなどを優先的に設置しております。 要望を頂いている全てにおいて、お応えするのが難しいということをご理解いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課：TEL:TEL 21-2774】</p>
14	参加者 (鶴巻)	<p>【市道 61266 号線の拡幅について】</p> <p>何度か市にはお願いをしているところですが、鶴巻東線の旧 50 号から入る市道が非常に狭く、緊急車両出入りも困難となっている道路だが、なかなかやってもらえない。入口のところの人にも承諾はもらっています。いつになったらやってもらえるのか。是非とも早いうちの対応をお願いします。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>市道 61266 号線かと思いますが、これまでの経緯を申し上げますと、平成 24 年度に現況の測量を実施しており、その際、関係者の方々にご説明申し上げ、事業の理解をいたしましたが、関係者の合意形成が足りないということで了解に至らず、現在も同様の状況です。合意形成が図れたうえで、岩舟町全体の道路整備状況と併せながら進めていくこととしておりますので、着手までにはまだお時間をいただきますこと、ご理解いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川整備課：TEL 21-2407】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
15	参加者 (山ノ腰東)	<p>【岩舟健康福祉まつりについて】</p> <p>岩舟の健康福祉まつりは、合併後、平成 26 年から平成 30 年度までは続けてまいりましたが、令和元年から 3 年は台風 19 号、コロナで中止となっていて、最後の予算は、市においては 40 万円を計上していたと思います。他の地域と比べますと、岩舟にしか市の予算が付いていない状況で、コロナで忙しいという市の状況は十分理解しているつもりですが、昨年 9 月の段階で健康増進課から、来年は予算要望しません、ということが私たちに伝えられました。担当者には私たちだけではなく、地域の方々にも伝えたいと話したが、ついに今になってしまいました。やっと来月に地域の説明会が開かれるようですが、コロナ対応があるにしても、なぜ今になって地域に話すのか。議会前にやってもらいたかった。その辺りの理由をお聞きしたい。</p> <p>ここまでくると、市の方針もあるかと思う。まずは地域協議会に諮るのか、実行委員会に諮るのが先なのか、この 2 点について回答をお願いします。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>岩舟健康福祉まつりへの対応については、令和元年から 3 年度までの中止となった期間に、市の方で健康関係のイベントを一元化するような議論がありまして、内容を詰めていく必要があると考えています。昨年からそういった動きがあり、地区社協の皆様とも協議をさせていただきましたが、協議の進め方が少し乱暴で性急なところがあったかと思えます。その点については、この席でお詫びをさせていただきます。</p> <p>岩舟で行われていた行事について、形を変えてでも残すということを含め、地域の皆様、特に最初は地区社協の皆様と実行委員の皆様と、あらためて調整をお願いして、ある程度の方向性が見えてまいりましたら、地域会議の皆様とも議論させていただきたいと考えており、丁寧に話を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>ただ、今年度につきましては、旧栃木地域の健康まつりにつきましても、医療関係者がコロナの関係で大変疲弊しており、コロナの感染についても心配している状況を踏まえ、早々に中止という方向性が示されておりますので、岩舟の健康福祉まつりにつきましても、実行委員会の皆様と協議をさせていただければと考えております。</p> <p>いずれにしても、一から丁寧に話を進めたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。</p>	<p>【担当課：健康増進課：TEL 25-3512】</p> <p>令和4年7月と12月に岩舟健康福祉まつり実行委員会を開催し、岩舟健康福祉まつりに代わる岩舟地域の新たなイベントについて協議を行ってまいりました。</p> <p>引き続き、事務局である市、岩舟地区社協で新たなイベントを協議し、実行委員会にて方向性を決定していきたいと考えております。</p>
16	参加者 (赤塚)	<p>【岩舟の夏祭りの今後の開催について】</p> <p>岩舟の夏祭り、サマーフェスタ実行委員会の副委員長を務めております。去年はコロナのため中止となりました。今年も実行委員会をもちましたが、人が集まる形を取れないということで、せめて花火だけでも上げられないかと、岩舟地域づくり推進課の職員にも動いてもらいました。ただ、ネックとなったのが夏祭りの規約です。昔からの規約なので、コロナ禍を考慮していない。そのため、色々調べてもらいましたが助成金が出ないということで、今年の開催は断念いたしました。ただ、実行委員会は継続して、来年の夏祭りに向けて規約改正から入って、なんとか来年は開催できないかと動いております。</p> <p>岩舟地域づくり推進課の職員には、お仕事を増やしてしまって申し訳ないのですが、市としましては是非とも助言いただければと思います。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>岩舟のサマーフェスタは岩舟で一番人が集まるイベントであるということは承知しております。コロナ禍のため中止ということになりましたが、感染が下火になっているのになぜ中止なのか、という考えもあるかと思えます。</p> <p>せめて花火だけでもということで、いわふね夏祭り実行委員会規約の改正のお話がありましたので、その点は前向きに検討していきたいと思えます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：岩舟地域づくり推進課：TEL 55-7751】</p>
17	参加者 (鯉ヶ島)	<p>【鯉ヶ島地内の土地開発に対する適正対応に関する要望書について】</p> <p>令和 3 年 10 月 27 日付、「大雨による災害防止対策等鯉ヶ島地内の土地開発に対する適正対応に関するお願い」ということで、要望書を出している。今日ふれあいトークで回答が載っているのかと楽しみにしていましたが、載っていない。この要望について、市長の手元まで決裁が回っているのかどうか、お聞きしたい。回っていないければ、それがどうしたら市長のところまでいくのか教えていただければありがたい。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>いただきました要望書につきましては、一度担当課において確認をさせていただき、現地を確認しつつ、検討をしております。実際の対策も随時のところもありますので、要望の中身をあらためて確認をいたしまして、どのような対策ができるか検討していきますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>【担当課：治水対策室：TEL 21-2785】</p> <p>【担当課：都市計画課：TEL 21-2443】</p> <p>令和 3 年 10 月 27 日付けで提出いただきました要望書につきましては、市長まで決裁をとっております。</p> <p>本要望書の区域におきましては、民間による土地開発が予定されており、開発計画に基づき排水計画も進められているところです。市といたしましても、同地区の排水対策について、どのようなことができるかを検討していたところであり、今後、正式に開発計画の協議をすすめていく中で、内容の確認を行いつつ、対策を検討してまいりますので、ご理解の程よろしくお聞きいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
18	参加者 (鯉ヶ島)	<p>【小野寺地区について、小野寺姓発祥の地として観光に活用を】</p> <p>栃木市岩舟町小野寺は小野寺姓の発祥の地です。インターネットで検索するとまず最初に、小野寺姓は小野寺が発祥の地だと出ています。この小野寺さん、全国から栃木市にお客さんとしてみえています。千葉県の本郷、その釣鐘が小野寺氏関係の物で国指定有形文化財になっています。それと秋田県羽後町、西馬音内盆おどりは国指定の無形文化財です。それと一遍上人、これが小野寺の国宝になっています。小野寺の住林寺、県指定の阿弥陀如来があります。小野寺氏に関して、これだけのすばらしいものを持っています。観光や文化財について、栃木市で評価をお願いしたいと思っています。観光にいかせたら素晴らしいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>小野寺地域の文化財について、旧町の時代から小野寺の方が秋田からバスでお越しになる、ということは私も岩舟出身なので十分承知しています。それをより積極的に文化財として生かすための評価をしたり、観光に結び付けられないかというご指摘だと思います。正直なところ、観光としては、合併により自治体として大きくなったこともあり、こうした地域資源を活かしきれていないところもあるかと思えます。各地域に地域づくり推進課がございますので、地域づくり推進課あるいは文化課、観光振興課などの関係各課において、いただいたご意見を結びつけることができるように努めたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：岩舟地域づくり推進課：TEL 55-7751】</p>
19	参加者 (静和駅前一)	<p>【敬老会の名簿の取り扱いについて】</p> <p>社会福祉協議会の静和二地区の会長をやらせてもらっていて、先日、敬老会の資料が欲しくて岩舟支所に行ったのですが、個人情報ということで、もらえなかった。私の二地区には80歳以上が190人近くいる。それを窓口で書き写してくれ、と4時間くらい窓口で書き写してきたんですが、今後、私の後任の人、誰もそういうことをやりたがらなくなると思う。個人情報というのは承知していますが、何か他の方法で、簡単にやれる方法があればご提案をいただきたい。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>敬老会の関係につきましては、色々ご配慮をいただきまして、ありがとうございます。名簿については閲覧という形をとっており、これまで様々な形で同様の要望を受けてきましたが、ご指摘にありましたとおり、個人情報の壁を乗り越えることができていないです。対象の人数が増えてきているということもありますので、持ち帰って検討させていただきます。個人情報に関するこのため大変難しい問題ですが、それをどのように工夫できるのか、担当の方で研究させてみたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：高齢介護課：TEL 21-2249】</p>
20	参加者 (赤羽根)	<p>【クリーン推進員の活動、担当窓口について】</p> <p>クリーン推進員連合会、理事会、総会について、今年度は一回も開催していないことを承知していますか。去年、各支所の環境担当がいなくなり、岩舟支部としても非常に困りました。岩舟に限らず、他地域も同じだと思います。岩舟地区の住民は環境に対する意識が一番高いと自負しております。昨年度の担当者は、岩舟の話をして何も分からないような状態でした。先ほど健康福祉まつりの話が出ました。岩舟支部としても健康福祉まつりが一番のイベントでしたが、このような状況ではクリーン推進員として祭りに参加できません。町民の環境に関する意識もこれから低下していくのではないかと。市民憲章にも謳っているのに、残念に思っています。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>まず、今年度の連合会の総会、理事会の開催につきましては、確認いたしまして、後ほどご連絡を差し上げたいと思っております。クリーン推進員活動につきましては、令和3年度に組織の見直しに伴って、クリーン推進課へ集約ということでしたが、今年度からは、ある程度地域のことは地域で出来るようにということで、総合支所の方でも活動に対応できるように改めたところです。各地域毎の取り組みに関しても充実したものにできればと考えているところですので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：クリーン推進課：TEL 31-2447】</p>
21	参加者 (三谷西)	<p>【小野寺小学校グラウンドへの駐車について】</p> <p>小野寺小学校について、3月18日県の方から、土砂災害特別警戒区域に指定されたと話があった。その前日だったか、地震で地割れができました。現在、その土砂災害警戒区域のグラウンドの上に職員が車を置いています。下に100台位の駐車場があり、小学校が出来た当初はグラウンドに車は置かなかった。グラウンドは暗渠がやってあって、その上に車を置くのはどうかと思っています。</p>	<p>【教育次長】</p> <p>小野寺小学校のグラウンドにつきましては、3月16日に起きた福島県沖を中心とした地震により、南側に亀裂が5本ほど横断しており、地面の移動がないかどうか、低域的に確認をしている状況です。たまたま同時期に県が土砂災害防止法に基づく急傾斜地の調査を行っておりまして、小野寺小学校の南側、東側、西側が急傾斜地になっているということで、土砂災害特別警戒区域に5月に指定されました。そこで、6月議会に補正予算を上程し、校庭の南側に危険がないかどうかなど、専門家の調査を行いたいと思っております。この調査を踏まえ、今後どのような対策が必要かを検討し、対応してまいりたいと考えております。なお、教職員の車の件ですが、現時点で私の方で、車を何処に置いているのかが把握できておりませんので、学校と連絡を取りまして、危険なことにならないように注意してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>【担当課：学校施設課：TEL 21-2465】</p> <p>小野寺小学校の校庭につきましては、令和4年3月に発生した地震により校庭南側に複数の亀裂が発生しました。また、令和4年5月には県の土砂災害特別警戒区域の見直しに伴い、新たに敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されたところです。このようなことから、市では、校庭等地盤の状態を把握するための調査を行い、地盤の安定度については、国が示す基準を上回る状況であることを確認いたしました。こうした状況ではありますが、さらに安全を確認するため、亀裂が発生した部分にモニタリング機器の設置を行うなど、引き続き、児童への安全対策に取り組んでまいります。次に、教職員の駐車場につきましては、学校と調整を行ったところではありますが、校舎下にあります駐車場は、スクールバスの待機所であることや保護者の送迎時に利用することから、教職員の駐車スペースとして確保することが難しく、引き続き、校庭内の一部に駐車せざるを得ない状況でございます。現在は、校庭に与える影響を考慮し、校庭に駐車する台数を減らすとともに、今までよりも校庭内側に駐車するよう変更しております。</p>